

議案第十一号

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の旅費に関する条例（昭和二十六年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

「第一章 総則」を削る。

第二条第一項第六号中「若しくはその扶養親族」を削り、「本拠地」を「本拠」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任

命権者が認める二者間の関係をいう。の相手方（以下「パートナースhip関係の相手方」という。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者又はパートナースhip関係の相手方及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第二条第二項ただし書中「別表第一」を「別表」に改める。

第三条第五項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。次項において同じ。）」を削り、「を取り消され」を「又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。）を受け」に改め、「死亡した場合」の下に「その他任命権者が定める場合」を加え、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改める。

第四条第一項中「旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）」を「旅行命令等」に改め、同条第三項中「を」を「変更（取消を含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「する」を「するとき」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に、「これを」を「変更する」を「その変更をする」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「いとまが」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条

第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六条を次のように改める。

（旅費の種類）

第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

第七条中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八条を次のように改める。

（旅費の支給額の上限）

第八条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第十三条第一項各号、第十四条第一項各号、第十五条第一項各号及び第十六条各号に掲げる各費用について、当該各条及び前条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各旅費の種類について前条、第十七条、第十八条、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項及び第二十三条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各旅費の種類ごとのい

ずれか少ない額を合計した額とする。

第九条から第十三条までを削り、第十三条の二を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅費の区分）

第十条 旅費を区分して内国旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、内国旅行の旅費を更に近接地内旅費及び近接地外旅費とする。

第二章の章名及び第十四条を削る。

第十五条第一号中「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第二号中「次に規定する宿泊料」を「宿泊費及び宿泊手当」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三号中「別表第二の路程に応じた移転料額（扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額）の範囲内の実費額の移転料」を「転居費」に改め、同条を第十一条とする。

第十六条から第十八条までを削る。

第十九条中「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の七条を加える。

（鉄道賃）

第十三条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定

する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項及び第十六条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものである。）、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第十四条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定

めるものをいう。次項、第十六条及び第二十七条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十五条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他任命権者が定めるものをいう。次項、次条及び第二十七条において同じ。）を利用する移動に要す

る費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、搭乗する航空機の目的地までの予定所要時間が八時間以上の場合には、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第十六条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第十七条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき一万九千円、外国旅行にあつては一夜につき五万九千円を超えない範囲内で任命権者が定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十八条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第十九条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、内国旅行にあつては一夜につき二千四百円、外国旅行にあつては一夜につき五千四百円を超えない範囲内で任命権者が定める額とする。

第二十条から第二十五条までを次のように改める。

(転居費)

第二十条 転居費は、赴任(内国旅行に限る。以下同じ。)に伴う転居に要する費用(第二十条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

一 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するとき限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

二 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものととして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の旅費の種類として支給を受ける費用その他の旅費として支給することが適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第二十一条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第二十二条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族

を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第二十三条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の額とする。

（死亡手当）

第二十四条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第三条第二項第六号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、九十三万円とする。

（退職者等の旅費）

第二十五条 第三条第二項第一号、第四号又は第五号の規定により支給する旅費は、退職等となつた日（以下この項において「退職等の日」という。）の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について支給するものであつて、次に掲げる旅費とする。

- 一 第三条第二項第一号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
- イ 職員が出張中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から

旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

二 第三条第二項第四号の規定により旅費を支給する場合には、赴任の例に準じ、かつ、任命権者の在勤地を新在勤地とみなして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

三 第三条第二項第五号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときには、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。

第二十六条から第三十条の二までを削る。

第三十条の三第一項を次のように改める。

第三条第二項第二号、第三号又は第六号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、次に掲げる旅費とする。

一 第三条第二項第二号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給する

ときは、次に掲げる旅費

イ 職員が出張中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 職員が赴任中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二 第三条第二項第三号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費

三 第三条第二項第六号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

第三十条の三第二項中「前項」を「前項各号」に改め、同条第三項を削り、同条を第二十六条とする。

「第三章 外国旅行の旅費」を削る。

第三十一条中「前章に規定するところ」を「内国旅行の規定」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「出発し又は」を「出発し、又は」に改め、「及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料、又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料」を削り、「本章に規定す

るところ」を「外国旅行の規定」に改め、同条を第二十七条とする。

第三十二条から第四十一条まで及び第四章の章名を削る。

第四十二条第一項を次のように改める。

任命権者は、旅行者が区以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第四十二条を第二十八条とし、第四十三条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(旅費の返納)

第三十条 支出担当者等は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出する給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、任命権者が定める。

第四十四条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「外」を「ほか」に改め、同条を第三十一条とする。

付則第四項を削り、付則第五項を付則第四項とする。

別表第二及び別表第三を削り、別表第一を別表とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年港区条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の七種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

(港区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 港区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十五年港区条例第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の七種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第三項中「車賃及び宿泊料の五種」を「その他の交通費及び宿泊費」に改める。

(選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の六種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

（港区選挙管理委員会、議会及び監査委員に出頭する者並びに公聴会に参加する者等の費用弁償条例の一部改正）

5 港区選挙管理委員会、議会及び監査委員に出頭する者並びに公聴会に参加する者等の費用弁償条例（昭和二十三年港区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の六種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同項ただし書を削る。

（港区建築審査会条例の一部改正）

6 港区建築審査会条例（昭和五十八年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の七種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第三項ただし書を削る。

（経過措置）

7 この条例による改正後の港区職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）、付則第二項による改正後の港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、付則第三項に

よる改正後の港区付属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例、付則第四項による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例、付則第五項による改正後の港区選挙管理委員会、議会及び監査委員に出頭する者並びに公聴会に参加する者等の費用弁償条例及び前項による改正後の港区建築審査会条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

8 改正後の条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合については適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、なお従前の例による。

9 改正後の条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の港区職員の旅費に関する条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

10 改正後の条例第三十条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（説明）

職員に支給する旅費の種類及び支給額等を改定するため、本案を提出いたします。